

○東京藝術大学社会連携センター専任教員の選考手続等に関する申合せ

令和5年5月25日
社会連携センター
運営委員会決定

(趣旨)

第1条 この申合せは、東京藝術大学大学教員の選考手続等に関する申合せ第3条第2項、第4条第2号及び第6条に基づき、社会連携センター（以下「センター」という。）における専任教員の採用及び昇任に関する選考手続等その他必要な事項について定める。

2 この申合せにおいて「専任教員」とは、センター専任の教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

(教員人事会議)

第2条 社会連携センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、専任教員の採用及び昇任に関する事項を審議するため、教員人事会議（以下「人事会議」という。）を置く。

(組織)

第3条 人事会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 社会連携センター長

(2) 運営委員会構成員からセンター長が指名する者 若干名

2 人事会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

3 原則として、委員は当該年度で定年となる者を除くものとする。ただし、当該年度で定年となる者の直接の後任人事ではない場合、かつ、運営委員会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(採用選考手続)

第4条 人事会議による採用候補者選考手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公募要領を作成し、原則として公募制により、採用候補者を募集する。

(2) 前号により応募のあった者について、第1次審査として書類選考を行う。

(3) 前号による第1次審査を通過した者について、第2次審査として面接審査を行う。

(4) 前号による第2次審査結果を基に採用予定人数分の採用候補者を選考し、運営委員会に選考経過と併せて報告する。

2 前項により採用候補者の選考を行った結果、採用候補者が採用予定人数に満たない場合は、不足する採用予定人数について、再度公募を行い採用候補者を選考するものとする。

3 助教及び助手の採用候補者の選考にあたっては、公募制に抛らずに採用候補者を選考することができる。

(採用候補者の推薦)

第5条 前条の規定により選考された採用候補者について、運営委員会は無記名投票により採用候補者を決定する。

2 前項の採用候補者の決定にあたっては、投票者の過半数の賛成を得なければな

らない。

- 3 運営委員会は、前2項の規定により決定した採用候補者を芸術研究院人事選考委員会（助教及び助手の採用候補者の場合は、芸術研究院運営会議）に推薦する。ただし、前2項の投票の結果、採用候補者が否決された場合は、人事会議に差し戻すものとする。

（昇任選考手続き）

第6条 人事会議による昇任選考手続きは、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）昇任候補者の履歴書及び業績調書を基に書類審査を行う。
- （2）前号による書類審査結果を運営委員会に報告する。

（昇任候補者の推薦）

第7条 前条による審査の結果、昇任候補者として選考された者について、運営委員会は無記名投票により昇任候補者を決定する。

- 2 前項の昇任候補者の決定にあたっては、投票者の過半数の賛成を得なければならない。
- 3 運営委員会は、前2項の規定により決定した昇任候補者を芸術研究院運営会議に推薦する。

（その他）

第8条 この申合せに定めるもののほか、教員の選考手続等に関して必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この申合せは、令和5年6月15日から施行する。